

# 長崎女子短期大学公的研究費の不正防止に関する基本方針

学長制定

## 1. 趣旨

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）」に基づき、長崎女子短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理・監査を行うために必要となる事項を定めるものである。

## 2. 責任体制の明確化

競争的資金等の運営・管理を適正に行うため、運営・管理に関わる責任者が責任と権限を明確化し、責任体系を本学内外に周知・公表する。

### （1）最高管理責任者

最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の管理・運営について最終責任を負う者であり、学長をもって充てる。学長は、不正防止対策の基本方針を策定し、それらを適切に管理・運営するための必要な措置を講じる。

### （2）統括管理責任者

統括管理責任者は、学長を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者であり、事務局長をもって充てる。事務局長は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、学長に対して実施状況の確認と報告を行う。

### （3）コンプライアンス推進責任者

事務局長のもとにコンプライアンス推進責任者を置き、学科長をもって充てる。学科長は、事務局長の指示の下、以下の業務を行う。

本学における不正防止対策を実施し、事務局長に対して実施状況の確認と報告を行う。不正防止を図るため、学科内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての教職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

学科内において、研究者が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

## 3. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

### （1）ルールの明確化・統一化

教職員に、競争的資金等の運営・管理に関するルールを明確に定め、周知に当たっては、それぞれの職務に応じて、分かりやすい形で周知する。

定めたルールと運用の実態が乖離していないか、適宜チェック体制等を点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。

### （2）職務権限の明確化

競争的資金等の事務処理に関する教職員の権限と責任を、明確に定めて理解を共有する。不正を防止するために、適切なチェックが必要であることについて教職員の理解を促進し、適切に行う体制を構築する。

### （3）関係者の意識向上

競争的資金等の運営・管理に関わる教職員に不正対策に関する方針及びルール等のコンプライアンス教育を実施する。

コンプライアンス教育の内容を遵守する義務を理解させ、意識の浸透を図るために誓約書等の提出を求める。

- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化  
本学内外からの告発等受け付ける窓口を設置する。  
不正に係る情報が、迅速かつ確実に最高管理責任者（学長）に伝わる体制を構築する。  
不正に係る調査の体制・手続等を明確にした規程等を定める。

#### 4. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定  
学長は、不正を発生させる要因を整理し、具体的な不正防止計画を策定する。  
不正防止計画は、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行う。
- (2) 不正防止計画の実施  
学長は、不正防止管理を目的に不正防止委員会を設置する。  
学長は、率先して不正防止に対応することを本学内外に表明するとともに、不正防止計画の進捗管理を行う。

#### 5. 研究費の適正な運営・管理活動

- 事務局は、研究者の予算執行状況を検証し、研究者が計画に沿って執行できるよう協力する。  
発注・検収業務は、事務局が実施し当事者以外によるチェックが有効に機能する体制を強化する。  
不正防止対策として業者に対し誓約書の提出を義務付ける。  
不正な取引に関与した業者には取引停止等の処分を行う。

#### 6. 情報発信・共有化の推進

- 競争的資金等の使用に関するルール等について、本学内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。  
競争的資金等の不正への取組に関する本学の方針等をホームページで公表する。

#### 7. モニタリングの在り方

- 競争的資金等の適正な管理のため、本学全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。  
内部監査は、財務情報に対するチェックを実施する。又、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。  
内部監査は、本学の実態に即した要因を分析したうえで、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を行う。

#### 附則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、令和7年7月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。